

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○野田委員長 次に、長妻昭さん。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

けさほど、辺野古の工事が再開されたという映像が入ってまいりまして、玉城デニー知事が、ついこの前、総理がおっしゃる沖縄の民意で選ばれたにもかかわらず、きょう再開したということで、昨日も野党で法的手続についての申入れをしたところでございます。

聞くところによりますと、玉城デニー知事は、総理に再度の面会を要請していたということでございますが、それを振り切つてきょう工事を強行したということで、フロートの設置が今なされているということでございます。

ぜひ、沖縄県と真摯かつ丁寧な話し合いをしていただきたい。立ちどまって、真摯かつ丁寧な話し合いをしていただきたいことを強く申し上げます。この後、同僚議員がこのテーマについても質問をいたしますので、ぜひ、総理、真摯な御回答をいただきたいと思います。

そして、災害でございますけれども、大阪の北部地震、そして西日本豪雨災害、台風二十一号、そして北海道胆振東部地震など、大きな自然災害が相次いでおります。亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、総理、いろいろ被災地を、我が党の議員も関係者もお話を聞いて支援をしている中で、非常に多い要望が、やはり、自宅や庭、これが大変な状況になっている。自宅も、半壊もあるし、においがきつくてなかなかもう住めなくなっている。

こういうようなときに、実は、被災者生活再建支援法という法律がございますが、これが非常に厳格過ぎる要件規定があつて、余り、なかなか機能していない。わかるんですよ。政府も、若干、半壊について規制をちよつと緩めて、運用を緩めていただいたというのはわかるんですが、それでもまだまだまだきつと機能していないということで、我が党含めて野党六党で、ことし三月、被災者生活再建支援法という、半壊でも、一定の要件でも、個人の住宅等々について再建のための支給をする、現在三百万円になっておりますけれども、これを五百万円に引き上げる、東日本大震災以降、非常に建設費が高騰しております、昔の基準ではこれは足りないということでございます、我々はこの法案を提出したわけでございますが、総理に事前にお見せをしておりますので、この考え方について、総理の見解を求めます。

○安倍内閣総理大臣 被災者生活再建支援法、支

援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により最大三百万円の支援金を支給するものであります。

このような制度の趣旨から、支給対象の拡大や支給額の引上げについては、国や都道府県の財政負担等の課題があり、慎重に検討せざるを得ないところでありまして、御指摘の法案については、議員立法によるものでありまして、その取扱いについては国会において御判断いただくものと考えております。

○長妻委員 非常にそつけない答弁で、我々、財源も提示をして、この部分を組み替えればできるという提言もしております。

国会で取扱いということなんです、これ、自民党は審議に応じていないんですよ。我々野党が出した法案、一切審議しないと。こういう姿勢が非常に目につくので、自民党総裁として、ぜひ、こういう姿勢を改めていただきたい。

総理は、常日ごろ、野党は対案を示さない、批判に明け暮れているばかりだ、こういうふうな国会でおっしゃつておられるんですが、例えば、立憲民主党主導で、少なくとも、二十五本、通常国会、法案を出しました、議員立法。原発ゼロ基本法案、公文書管理法、農業者戸別所得法案、児童相談所の緊急強化法案など、ほとんど審議しないんですよ、自民党。

こういう対案をきちつと出して、審議しないから世間の皆さんになかなかその中身が伝わらない。いい案であれば、ぜひ、建設的な意見については

取り入れていただきたい。

そして、総理は、野党はいろいろ批判だけに明け暮れている、あと、一部、反対ばかりの野党だと言うんですが、通常国会では、政府が出した閣法、六十一本ございましたけれども、我々立憲民主党は、四十九本には賛成させていただいて、これは積極的な提言も含めて議論に参加して、八割の法案に賛成をして、ただ、カジノ解禁法とか過労死をふやす働き方改革と称される法案、あるいは、参議院議員をお手盛りで六議席ふやす選挙の改悪法案など、これは当然反対しますよ。ですから、余り皆さん、何でも反対、対案がない、こういうデマを流すのは、今後、やめていただきたいということはおっしゃいます。

そして、今回、衆議院の議長が異例の議長声明を出したということで、これも代表質問でも何人かの議員が触れましたけれども、これは尋常じゃないことだというふうに思います。

こういうことをおっしゃられているんですね。まず、事例を具体的に三つ、大島議長は出されて、これは七月三十一日の談話でございます、議長声明でございますが、一つは、森友学園をめぐる決裁文書の改ざん、そして、厚労省の裁量労働制に関する不適切データ、そして三つ目が、防衛省の日報に関する皆さんの文書管理。

これらの問題について、「民主主義の根幹を揺るがす問題」だ、こういう非常に強い発言をされておられる。「立法府の判断を誤らせるおそれ」、「議院内閣制の基本的な前提を揺るがす」、これは尋常じゃない発言ですね。国会の権威が地に落

ちる、国会の役割が機能しなくなるような大問題を皆さん方は引き起こしているんですよ。

総理、安倍内閣以下、その強い認識を持って、いかに政治責任をとっていくのか、こういうことについて、総理、いかが考えますか。

○安倍内閣総理大臣 議長のお言葉をしっかりと受けとめながら、そうした事態になったことを深刻に反省する、そして、再発防止策をしっかりと徹底していくことによって行政府としての責任を果たしていきたい、このように考えております。

○長妻委員 そんな、何かちよつとした不祥事が起こったときの答弁じゃないですか、今の。これはちよつとしたことじゃないんですよ。

例えば、森友学園に関する決裁文書の改ざん等に関する報告書というのが財務省から出たのがこの六月四日。ですから、それより後にこの談話は出ているわけで。私もその六月四日の報告書を見ましたけれども、大変不十分。その後の世論調査でも、多くの国民の皆さんが、森友学園の問題、解明されていない、こういうふうにおっしゃっているじゃないですか。

一体、政治責任は、どう、いつ、誰がどのようにとるのか。官僚の皆さんは非常に軽い処分が一部ありましたけれども、これも大変論点は多いんですよ。ございますけれども。一つ、まさに財務省の大元締め麻生大臣、留任をされたということで、私は驚きましたが、麻生大臣、自分は適材適所だと思われませんか。

○麻生国務大臣 自分の能力、適材か否かにつきましては、自分で判断するほどうぬぼれておりま

せんので、私自身としては、後世の歴史家の判断にまたねばならぬと思っております。

○長妻委員 何かとぼけた答弁じゃないんですか。本当に責任の重さを感じておられるのか。

財務省で、近財で自殺をされた官僚の方がおられます。お父様が岡山県に住んでおられて、こうおっしゃっておられます。

親が言うのもなんですよけれども、曲がったことが嫌いで、真つすぐな性格、小さいときから、上司に言われることを反対するわけにもいかない、上司に言われたとおりに書き換えた遺書に書いてありました、それを書いたことは本人の負担になったと思います、本当、わけのわからぬことで巻き込まれた感じでしょう、うちのは下っ端の方で仕事をしよつた者ということで、大変無念な思いを持たれておられると思います。

役所の論理、組織の論理と、個人の良心、これがせめぎ合う。日本は非常に集団同調圧力が強い国だと言われておりまして、その中でも財務省というのは非常に軍隊的組織だと言われて、その中で、役所の論理と個人の良心のはざまで大変苦しんだと思いますが、こういうみずから命を絶たれた方に対して、麻生大臣御自身の政治責任、どうお考えなんですか。

○麻生国務大臣 本年の三月だったと記憶しますが、近畿財務局の職員が亡くなられたという話は、まことに悲しい話だと思っております。残された御遺族の方々のお気持ち、今おっしゃられたのもその一つだと思えますけれども、言葉もありませんが、静かに謹んで御冥福をお祈りする

ものであります。

財務省としては、六月に、一連の経緯等について調査結果を取りまとめ、関与した職員に対して厳正な処分を行ったところでありますけれども、二度とこうしたことが起こらないよう、文書管理の徹底、必要な取組を進めますとともに、問題行為の発生を許した組織の風土の改革も含めて、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○長妻委員 何かこれ、御冥福をお祈りするのに、役所が書いた紙を読むんですか。

総理、みずから命を絶つたというこの事件、事案について、総理はどういうふうに思われますか。

○安倍内閣総理大臣 大変痛ましい出来事でございますし、悲しみの中にある御遺族の皆様にご改めて御冥福をお祈りし、哀悼の誠をささげたいと思っております。

公文書の改ざんはあつてはならないことであります。この委員会においても累次述べさせていたいただいたところでございますが、徹底して再発防止に努めていかなければならない、このように考えております。

○長妻委員 トップの政治家が責任をとらないまま、同調圧力が強くて、それに対して異を唱えるような空気、これができ上がったとは到底思えません、財務省に。

これは、OBの方がとうとう声を上げられました。近財のOBの方始め、テレビにもお出になられて、実名でお話をされておられます。これについて、麻生大臣、どういふようなお考えを持っていますか。

○麻生国務大臣 これは、既におやめになられた方々でもありますので、このOBの方々のコメントについて、一つ一つコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。これは調査結果を取りまとめ、先ほど申し上げましたように、関連をいたしました職員にしましては厳正な処分をさせていただいたところでありまして、今後とも、こういったようなことが起こらないように、我々としては、組織風土の改革も含めまして、信頼回復に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○長妻委員 これは、麻生大臣、おさまっていないから声が上がってくるんですよ。

我々もお話を聞きました、直接。

ある財務局のOBの方は、こういうことを言っております。麻生大臣の留任、続投について、あり得ないことだというふうに思います。当然、最終責任はあるわけですから、責任をとっていただきたい。

そして、近畿財務局のOBの方はこういうふうにおっしゃっておられます。麻生大臣の留任、続投について、私たちは実名で、OBですけれども、六人で同じように、〇〇君のお父さん、というのは自殺された方のお父さんもテレビでこういうぐあいにお名前を出した、自分たちの顔を出して、この勇気を持たせたというのが、麻生大臣のあの無責任ぶりですと。

つまり、自分たちが実名を出して、テレビで顔を出して言わざるを得ないのは、麻生大臣が政治

責任を一切とらない、これについての憤りというのが彼らを、声を上げることになったということでございます。

その一方で、愛する財務省だということも言われて、愛する財務省だからこそ、何とかいい財務省になってほしい。無念の死を、自殺された方ですね、僕は非常に友達なんですけれども、死んでしまふんですね、見ている間に顔つきが変わってしまふような追い詰められ方をしているようなことで、こういう方々が声を上げておられるということ、どんどんどんどん、まだおさまっていない。

麻生大臣、責任をとらないということで、非常に、現役含めて、現役が言えないことを代弁している側面もあるんじゃないかと私は思いますけれども、こういうことで示しがつくんでしょ。財務省というのは、国の中央省庁もそうですけれども、民間を指導する立場にもあります。そのときに、こういうような無責任ぶり、いかがなのか。当然、麻生大臣の留任を指名したのは安倍総理でありますけれども、麻生大臣、このOBの皆さんの声にどういふふうに答えますか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたように、退官をされたOBの方々のいわゆる御発言等々に一々コメントしていくというのはいかがなものかと思えますので、そういった……（発言する者あり）一つ一つ言うというのは一々というんじゃないんですか。一つ一つ丁寧にするというのを言った方がよろしいですか。

今申し上げたとおりなので、そういった御意見もあると拝聴させていただきます。

○長妻委員 麻生大臣、現役の方が言えるはずないじゃないですか、この役所の強い同調圧力の中で。だから、役所を変えないといけないということで、OBの方が言わざるを得ない状況に、こういう方もおっしゃっておられるんですよ。本当は、自分たちもいい年になりましたので、ゆったりとしたいんです。それはそうですよ。静かな老後を暮らしたいけれども、言わざるを得ない。義憤に駆られて、六人の方が声を上げられた。

よっぽどですよ。こんなことは余り聞いたことがないですよ、実名でテレビで発言をされるということ。一々コメントできない。現役の方はしゃべれないですよ、そんなこと。

どうですか。麻生大臣、もう一度。

○麻生国務大臣 今申し上げたとおりで、一つ一つコメントするというのは差し控えさせていただきます。

○長妻委員 それで、麻生大臣も記者会見で、留任について記者に問われたら、留任するというのは総理大臣の専権事項ですから、それはそちらに言っていただかないと何とも答えようがありません。なんという非常に投げやりの答弁をされているんですが、総理、この一連のやりとりを聞いて、これははじめをつけないでいいんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 麻生財務大臣・副総理においては、安倍政権が発足して以来、経済の立て直しに腕を振るっていただき、大きな成果を上げていただきました。経済政策の中核である麻生大臣には、デフレからの完全脱却に向けて、引き続き全力を尽くしていただきたいと思えます。

他方、御指摘をいただいております決裁文書の改ざんの問題によって国民の皆様の信頼を揺るがす事態になったことに対しては、私も、行政府の長としてその責任を痛感しているところであります。国民の皆様に深くおわびを申し上げます。真摯な反省の上に、二度とこうしたことが起こらないように、再発防止策を講じ、組織を立て直していかねばなりません。麻生財務大臣には、その先頭に立って責任を果たしていただきたい、このように考えております。

○長妻委員 安倍総理、どんなに能力があつたとしても、責任をとらなきゃいけないときは責任をとるんですよ、これまでも。

世論調査を見ても、これは申し上げるまでもないんですが、読売新聞で、麻生さんの留任、評価しない、五七パー、共同通信でも五二パー、毎日新聞でも六一パー、朝日新聞でも五四パーということで、半分以上の国民が、おかしいと。

麻生大臣も十月二日の会見で、自分がふさわしいかふさわしくないかは自分で決めるんじゃないかと、国民の御意見で決める、こういうふうにおっしゃっているのではありませんか、麻生大臣、どうですか、御自身のはじめ、進退、自分でつけるという覚悟はないんですか。

○麻生国務大臣 先ほど答弁を申し上げたとおりですが、安倍総理から再任ということを受けまして、全力を挙げてきちんと職務を全うしたいと思っております。

○長妻委員 これは財務省もそうなんですけれども、なかなか組織の同調圧力が強い。例の障害者

雇用の水増し問題も二十年以上続いていたと。つまり、誰も声を上げることができなかった。

民間企業も、例えば、たくさん今不祥事が発覚しております。麻生大臣所管のスルガ銀行、審査書類の改ざん、これは社長が辞任しました。神戸製鋼所、品質データの改ざん、社長辞任しました。東レの子会社、タイヤ品質データの改ざん、社長辞任しました。東芝、利益水増し、社長辞任しました。東洋ゴム、免震ゴムのデータ偽造、社長辞任しました。そして、今回、圧力ダンパーの、耐震の問題も起こって、これは今継続中でありませけれども、ほとんどの企業はやはりトップが責任をとっているんですよ。

能力は優秀かもしれないですよ。でも、示しがつかないじゃないですか。組織の同調圧力に屈して、それが強過ぎて誰も声を上げられない。最後にブレーキがきかないでクラッシュするまで行ってしまうという、日本特有なかわかりませんけれども、そういう中で、民間のある意味では範を示す立場の中央省庁が、麻生大臣、なぜそんなに自分の地位にこだわるんですか。

○麻生国務大臣 今、民間の例をお引きになりましたけれども、そういった例もあるというのとは知らないわけではありませんけれども、私どもとしては、きちんとした処分をさせていただきまして、今後の財務省というものの風土等々に、体制等々、改革に全力を挙げてまいりたいのもって責任を果たすということにまいりたいと考えております。

○長妻委員 総理、どうですか。

○安倍内閣総理大臣 先ほど答弁させていただき、ごさいまして、しっかりと職責を果たしていただきたい、このように考えております。

○長妻委員 いや、非常に、何というか、これは大丈夫ですかね、財務省、こういうけじめのない形ですと続いて。

私は、中央省庁も、まあ民間企業もそうだと思うんですが、学校もそうだと思うんですけども、本当に同調圧力が強過ぎて、なかなか個人の良心や個人の疑問の声というのが届いていかない。大きな不祥事が起こったときにも、不正を指示されてもなかなかそれを断る雰囲気組織の中になくない。こういうのを変えるには、やはりトップがけじめをつけるというのが一番いいんですよ。過去、組織が変わったときはトップのけじめですよ。トップのけじめがない組織は変わらない、これは教訓じゃないですか。

本当に、私は国家の損害だと思いますよ。財務省が本当にこれから風通しのいい組織に立ち直るチャンスでもあるのに、なかなか、トップに責任をとらない方がおられるということは大変残念です。

これは引き続きまた同僚がやりますけれども、ぜひ安倍総理も麻生大臣も、国民の声をちゃんと受けとめていただきたい。OBの方の声はいろいろな方を代弁しているということも肝に銘じて、議長すら民主主義の根幹を揺るがすとおっしゃっているわけで、全くそれについての深刻な受けとめがないということについてはまず強く申し上げておきます。

そして次に、外国人労働者受入れということでございまして、これは、皆様はいろいろ言い方を気をつけて言われているんだと思いますが、事実としては、戦後最大の受入れ幅になる、戦後最大の受入れの拡大になるというのはもう間違いないこととございます。このときに制度設計を誤ると、国家百年の計として国が誤るということは強く申し上げておきたいと思えます。

これは安倍総理に、外国人労働者拡大の哲学を、まず大ぐくりの哲学をお尋ねしたいんですが、一つは、多文化共生という形を一つの軸足に置いて国を開いていくのか、あるいは同化政策というところで、日本人になってもらうというような考え方で国を開いていくのか。大きな哲学というのは、総理、どういう考えですか。

○安倍内閣総理大臣 お答えする前に、混同していただくと困りますものから、前もって申し上げておきたいことは、政府としてはいわゆる移民政策をとることは考えていないわけでありまして、いわば多文化共生あるいは同化というのは、我が国に來られてずっとそのまま、家族の方々と來られて永住する方々がどんどんふえていくということを念頭におっしゃっているのであれば、そういう政策は私たちがとらないということは今ままで再々申し上げているとおりでございまして、そのところを混同しないでまずいただきたいと思えます。

その上で、お尋ねの多文化共生型及び同化政策については一義的な定義があるものではないと思われませんが、少なくとも、外国人に対して自国の

価値観等を強制するようなことがあつてはならない、こう考えております。受け入れる外国人に対し、社会の一員としてその生活環境を確保するため、現在検討を進めている外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策をしっかりと実行に移し、来る側も受け入れる側もお互いが尊重し合えるような共生社会の実現に向けた環境整備を進めていくことが大切であると考えております。

再三申し上げておきたいことは、いわば永住ということ、これは我々が移民として、いわゆる移民として受け入れるという政策を今度とるわけではないということとございまして、大変人手不足が過熱する中において、そうした業種に限って、一定の期限を設けて、基本的には家族の帯同なしでということと今度新たな制度設計をしているところでございます。

○長妻委員 これは、そういう詭弁というんですか、一時的だからそんな哲学は要らない、ずっと住んでもらうんじゃないんだからということと本当にいいのか。特定技能二号は、永住に結びつく可能性も、門戸を開かれていますよ、今度の法案で。

あるいは、その多文化共生、イギリス型と言われております。その国の文化や言語も重んじながら共生していく。ただ、これはいろいろ問題が起こって、課題もある。フランスは、どちらかというと同化政策、フランス人になりなさいという政策だったんですが、これも、フランス人だと自分思ったけれども、いろいろなところで差別されているという問題が起こるといって、どの国も

これは悩んでいるわけでございます。

ただ、これはドイツとかフランスの過去の大きな教訓があるんですよ、総理。ドイツも、オイルショックの前にトルコ人を、一時的というところで、今回総理のおっしゃったのと同じような文脈で、ガストアルバイターということで、ゲストワーカーですね、大量に入れた、一時的だ。入れて、仕事はいっぱいありました。ところが、その後、一九七三年、オイルショックの後、受入れ停止をした。そして、労働契約が切れても、しかし帰国をしない、そして家族も呼び寄せ始めてしまったということ、非常に、ドイツ語がしゃべれないトルコ人の方々が一つの地域に住んで、地域と断絶して大きな社会問題になった。今も尾を引いています。

そして、フランスも、石油危機後、石油の危機の前に、どんどん一時的に入ってください、人手不足です。一九七四年、新規の受入れをオイルショックで停止をした。帰国を促したけれども、帰らない。政府も、人道的見地から、家族の呼び寄せもその後後的に認めざるを得なかったというふうなことで、非常に社会に断絶を起したという事です。

今なんです、今。今、ちゃんと哲学を打ち立てて考えておかないと、こういう政策をいかにげんにやると、なし崩しのやると、後、大変なことになるといふ教訓があるわけでございます。ちよつと、では総理にお伺いしますが、私は、非常に政府の案というのは生煮えで、もう来年四月だから今月ぐらいに法律を上げる、こんなよう

なことが打診されているようでございますが、とんでもない話で。

結局、この法案で何人外国人労働者がふえる見込みになるんですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 私の後、担当大臣から答弁をさせますが、例えばドイツの例を挙げられましたが、第二次大戦後の経済復興期にいわゆる移民政策を、これは移民政策を明確に打ち出して、トルコ等の周辺国から協定に基づいて外国人労働者を受け入れたわけでありまして、その結果、現在も相当数のトルコ人が国内に居住していると承知しております。

他国の外国人受入れに関する政策を評価する立場にはありませんが、この移民政策については、否定的な見解も含め、さまざまな評価もあるものと承知をしております。

我々は全くそれとは違っています、ですから、しっかりと制度設計をしつつ、あるいは、出入国管理庁を今度はつくり、しっかりと管理をしていきたい。何人等々という御下問につきましては、担当大臣から答弁させます。

○長妻委員 ちよつと待ってください。

総理、間違いですよ、今のは。つまり、ドイツも、移民政策というのは、確かに移民なんです、その定義でいうと日本も移民政策なんです、国際的に言えば。ですから、ドイツも一時的に入れたんですよ。ですから、そこは、帰れるような仕組みがあった上で入れているわけですよ。では、何人ぐらいふえるのか、おっしゃってください。

○山下国務大臣 まず、移民ということについてでございますけれども……（長妻委員「いや、移民は聞いていない」と呼ぶ）いや、それは紛れがあります。

というのは、国連の……（長妻委員「人数を聞いていないだけ。だめ、また時間がない。時間が無いですから。移民は聞いていないから」と呼ぶ）まず、そこは明らかにしておかないと。今、おっしゃっているのが、正式な法的定義はありませんと国連は言っています。そして、OECDも、国連が定義するロング・ターム・マイグランドについては、広く受け入れられているものでなく、適用は困難であるということを言っています。

これを前提に申し上げますけれども、今回の新たな受入れ制度は、深刻な人手不足に対応するため、現行の専門的、技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充し、真に必要な業種……（長妻委員「何人ですか、人数。人数を聞いています」と呼ぶ）前提を申し上げます。（発言する者あり）前提を申し上げます。真に必要な業種に限り、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を我が国に受け入れようとするものであります。

そして、受入れに当たっては、生産性向上や、女性、高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等の……（長妻委員「ちよつと一回とめてください、委員長。ちよつと、委員長、人数を聞いていますから、時計をとめて、時計」と呼ぶ）

○野田委員長 御静粛に。

○山下国務大臣 国内人材確保の取組を行っても、なお該業種の存続の、発展のために外国人材の受入れが必要だと認められる業種に限って行うということになっております。（長妻委員「時計をとめてください、時計。人数は、人数」と呼ぶ）

○野田委員長 大臣、簡潔に答弁してください。

○山下国務大臣 そうした中で、今、即戦力となる外国人材を期限を付して我が国に受け入れようとするについて、今、業所管省庁と話しなから……（長妻委員「人数、人数」と呼ぶ）

○野田委員長 法務大臣、簡潔に答えてください。簡潔にお答えください。

○山下国務大臣 はい。

業所管省庁と審議しながら、今後お示しできるように今精査をしているところであります。

ですから、まず、前提がそういうものである、必要なものを、真に必要なものを入れるという前提の上で、どれだけ入れるのかということを精査しているということでございます。（発言する者あり）

○野田委員長 御静粛に。

○長妻委員 ちょっと、一度注意いただけますか。

○野田委員長 大臣、簡潔に答弁をお願いいたします。

○長妻委員 結局、最後の一言じゃないですか。まだわからない。

これは、じゃああれですか、いつわかるんですか。今月中にはわかるんですか、当然、法案が出てくるまで。

そうしたら、長いのもう一点だけ聞きますか

ら簡潔にお願いしたいんですが、じゃ、いつ増加人数がわかるのかと、十四業種とおっしゃっておられますけれども、来年四月時点で十四業種からふえる可能性はあるんですか。

○野田委員長 山下法務大臣。簡潔にお願いします。

○山下国務大臣 まず、受入れの規模に関しては、現在、農業、建設、宿泊、介護、造船など十四の業種から受入れの見込み数について精査をしているところでございます。それについて各省庁と作業中であり、できるだけ早く示せるよう鋭意作業を進めておりますが、近日中に法案を提出予定であり、法案の審議に資するよう鋭意作業を進めたかと考えております。

○長妻委員 そうすると、法案の審議入りまでには、業種の数を確定して受入れの規模も確定するというところでよろしいんですね。

○山下国務大臣 法案の審議に資するように鋭意作業を進めたいというふうに考えているということでございます。

○長妻委員 これ、全然生煮えなんですよ。人数の規模もわからないということでありまして、当然、上限はつけるんでしょうね、上限、受入れ人数の。

○山下国務大臣 お答えいたします。

まず、上限というのは数値ということかということでございますけれども、今回は数値として上限を設けるということは考えておりません。

確かに、さまざま、外国人の受入れに応じて在留資格に応じた受入れの上限を設定している国も

あれば、ないところもございます。

そうしたところが、制度の運用に当たっては、できるだけ客観的な指標により人手不足の状況を確認して、国内人材の確保や生産性の向上、取組を行ってもなお外国人材の受入れが必要と認められる業種に限り人材の受入れを行うということで、まず一つは、外国人材が、入国に際して受入れ機関との間で雇用契約を締結していることを前提としております。

まず第一に、労働者の需給バランスに、人手不足の状況に応じた数の外国人材が受け入れられることになるものと考えています。

そして、これは、業所管庁の求めに応じて、受入れの一時停止、これも考えております。

したがって、今回の受入れ制度というのは、形式的な数値基準を設けるのではなくて、実質的な判断において上限を設けるということで、受け入れる外国人材の人数としての、いわば数値目標としての上限規制は設ける考えはないということでございます。（発言する者あり）

○野田委員長 大臣、端的にお答えいただきたいと思えます。

○長妻委員 これは私も本当にいい仕組みにしたいと思っているんです。別に時間を稼いで質問を短くするような意図があるとすれば、私はあるように感じるんですが、全く違うことをお答えになつておられる。

それで、人数の上限は、私が調べた限り、アメリカがある、イギリスもある、オーストラリアもある、カナダもある、シンガポールもある、台湾、

韓国もあるということでありまして、それで、ドイツについては今調査中ということでありまして、州によってはあるという話もありますけれども、まだわかりませんが、ほとんどの国であるんですよ、上限が。

それで、私も、本当に日本が選ばれる国になってほしいな、そして日本に来てよかったということとを本当に願うわけでございますが、総理は所信表明演説で、ベトナムの青年が日本で働いていたことを非常に美談としておっしゃいました。

私も、こちらにいる早稲田さんなんですが、東京都内にベトナムの僧侶がいられて、そういう方がベトナム青年のお葬式をされておられる。もう青年の位牌がいっぱい並んでおられて、技能実習生など、自殺された方もたくさんおられます。

例えば、技能実習生で塗装の方は、二十代、ことし自殺されました。遺書がありました。暴力やいじめがあつてつらいと遺書にはあつた。川辺で首をつつておられました。

全体でいうと、技能実習生、平成二十六年から五年間で十二人自殺されておられる。ただ、これは国が調べただけで、実際は全部把握し切れていない、失踪者もいますから。こんな数字じゃないと私は思います。

あるいは、十人で一軒家に住まわされていて、その中の一人の方がそのうちで首つり自殺をされた、技能実習生。住宅の問題も非常にあるんですね。なかなか自分で借りられない、保証人がいない、あるいは大家さんがなかなか外国人の方を

受け入れないということ。ですから、多くが会社の寮というか、会社の指定したところで。例えば、建設の技能実習生、これもベトナムの方ですが、一年ちよつと、技能実習生で、ワンルームに三人住んでいるということ、結構いいうちに住めますよということ、母国で言われるのだけれども、来てみると、何人も雑魚寝だというのが結構あるんですね。

私も、十数人のベトナムの方にお話を聞きました、実習生の方に。そして、今の方は、とびということで来たけれども、技能実習とはいえ、もう荷物を運ぶばかりだと。高いところで荷物の上げおろしとか。あるいは、会社に集合して現場まで二時間とか一時間かけて行くけれども、時給制なので、結構、時給制、日給制なんです。建設現場。そうすると、移動するところは時給が出ない。でも、厚生労働省の基準だと、管理監督下にあつて、一回会社に集合して車の中で打合せするわけですから、時給は発生しなきゃいけない、こういうようなこともあるわけでございます。

そして、外国人労働者、今の仕組みの中であっても、拡大のスキームはないにしても、今の仕組みでもどんどんふえて、今百三十万人ということでありまして、そして、いろいろな問題が非常に多く起こっています、技能実習生。その問題を解決してから慎重に門戸を広げる計画を立てるべしというふうには私は強く思うわけでございます。

そして、もう一つ深刻なのが、ちよつと、では、これは法務大臣に短く答えていただければと思うんですが、失踪者ですね、技能実習生で。ことし

の一月から六月までで何人ぐらい失踪されましたか。

○山下国務大臣 四千二百七十九名というふう聞いております。

○長妻委員 今の数字は多分、きのう私も初めて聞いて、初めて発表されたということだと思いましたが、これは異常ですよ、はっきり言って。異常ですよ。技能実習生が、去年は最高の七千八百九十九人失踪した、いなくなっちゃった。そして、去年は一月から十二月までですが、ことしは六カ月だけで四千二百七十九人。これは今初めて発表された数字だと思いますが、そうすると、六カ月ですから、倍にしたら、また史上最高になる。

政府がよく言っているのは、技能実習生は、去年の十一月に新法をつくったから、それ以降はちゃんとしているんですよ、こういうふうにおっしゃっていたけれども、全然違うじゃないですか。

そして、きのう聞きましたが、ことしに入つても、ミヤンマーの方の被害、やはり、日本人の社長が一人だけで、あと全部実習生というところで、結構、給料の未払い、実習生が九人おられるところ、これは、社長一人と日本人一人で、プラス九人のミヤンマーの方。あるいは、社長一人だけで実習生五人、それだけの会社ですよ。社長一人で実習生五人。これは、もう長時間労働、一人の方は、一カ月、残業だけで二百時間以上していたのではないかとということで指摘があつたわけでございます。

四千二百七十九人、ことしだけで。つまり、ことしも相当数になると思うんですが、逃げた方が

悪いのか、私は一概にそうとは思いません。全然話が違う、もう逃げざるを得ない、このままじゃ死んでしまう、こういう方々も私は多くおられるんじゃないかと思えますけれども、こういう現状をほったらかしておいて、技能実習制度は残したまま、今度は別の特定技能一号、二号を広げて、どんどんどんどん入れていく、あとは、ほかの省庁、頑張ってくださいと、自治体がちゃんと受入れ体制してくださいと。非常に無責任じゃないかと思うんですよ。

私は、受入れ自体、一切だめだと言っているわけじゃないんですよ。気持ちよく日本で仕事をしたい、いいイメージで帰ってほしい。そして、日本に一定の要件で、住みたい方は、また厳密な審査をしているいろいろな手だてを考える、こういうことをしないで本当に大丈夫なのかということを強く申し上げたいわけでございます。

結局、これも驚くんですが、この中で見つけた方もいるようですが、いまだに見つかっていない方が不法滞在になっている。違法状態でどこにいるかさっぱりわからない。国内にはいる。その技能実習生の方が六千九百十四人もおられる。六千九百十四人の技能実習生の方が、もう技能実習生の資格が外れているのかどうかかわからない、違法状態ですから、母国に帰らないで日本のどこかにおられて、何をしているか、どこに住んでいるか、さっぱりわからない、違法状態です。こういうことをして、本当に日本が、総理は所信表明で、尊敬される国というふうにおっしゃいましたけれども、本当にそうなのかとい

うふうに強く思うわけでございます。

そして、お伺いしたいんですが、経済企画庁の論文がございまして、一九九〇年の六月に出た論文でございまして、経済企画庁のクレジットの論文。外国人労働者（単純労働）が五十万人入る場合、単純労働分野の賃金は一四%下がります、これは日本人も含めてですね、百万人だと二四%下がります、こういう試算を経済企画庁が当時出しているんですが、この試算、この考え方というのは、今の日本国政府も維持をされておられるんでしょうか。総理、じゃ、どうぞ。

○安倍内閣総理大臣 これをお答えする前に、先ほどドイツ移民についての認識を示されたんですが、ちよつとそれ、誤認がありますので訂正させていただきます。ドイツが移民を始めたのではなくて、これは逆……（長妻委員「違う違う。オイルショックの前と言っているんだよ。オイルショックの前ですよ」と呼ぶ）

いや、これは第二次大戦後に、オイルショック後も……（長妻委員「オイルショックの前と言ったじゃないですか」と呼ぶ）

いや、オイルショック後に、政策の転換もありますから、ここ、大切どころなんです、いわば、これは大戦後に、一九五五年にイタリアと契約をまず結ぶんです。その後、スペインやギリシヤ、そしてトルコと契約を結びます。（発言する者あり）これは大切どころなんです。日本と同じだということをおっしゃったから、それは違うということをおっしゃってください。それぞれの国

と移民政策のもとに契約を結んだんですよ。そして、今我々がやろうとしているようなこういう仕組みのもとに、いわば就労者を入れようということでは全くないわけでありまして、第二次大戦後、極端なこれは人手不足の中でそういう国々と契約を結んだということでありまして。

オイルショック後に、むしろ失業者がふえたから、技術者及び専門家以外の労働者を原則として受け入れないということになった、こういう経緯があるわけでありまして、我々がやろうとしていることとはこれは全然違うということは、まずこれは大事なことですから申し上げておきたいと思えます。

そこで、お尋ねについてでございますが、お尋ねについては、これは当時の経済企画庁の人間が論文として発表したものでありまして、政府としてお答えする立場にはないのでございますが、新たな受入れ制度は、深刻な人手不足に対応するため、現行の専門的、技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充し、真に必要な業種に限り、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を我が国に受け入れようとするものでありまして、受入れに当たっては、生産性向上や女性、高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の……（発言する者あり）これから答えますから、ちよつと聞いておいてください。

○野田委員長 御静粛にお願いします。

○安倍内閣総理大臣 高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等の国内人材確保の取組も行つてもなお、当該業種の存続、発展のために

外国人材の受入れが必要と認められる業種に限って行うものでございまして、そうした御懸念は当たらない。そして、日本人と同等の報酬が払われるということを前提にしているということもつけ加えておきたい、このように思います。

○長妻委員 御懸念は当たらないという一言なんです、この経済企画庁の広報室が発表した論文は、バックデータはすごくいっぱいありますよ。バックデータはあるんですかね、総理。

それで、先ほどドイツの話も、私が申し上げているのは、オイルショックの前に大量にドイツに外国人労働者、トルコの方々を入れたということを申し上げているわけでございます。

そして、予算もわからない。これ、政府に聞いたんですよ。今回、四月から仮に拡大をするとしたら、それをサポートする予算は幾らぐらいですかと言ったら、法務省だけじゃ答えられないというので、じゃ、法務省がまとめてください、ほかの厚生労働省とか省庁でまとめて、概算要求幾らぐらい出しているんですかと聞きましたら、わからない、きょうまで答えられないということでございます。

入れたは入れたけれども、後は野となれ山となれじゃ困るんですよ。私が困るんじゃない、やはり親御さんも心配だと思いますよ。異国に行つて、本当に約束と違うような、かわいい子供を送り出して、全然違うようなことで働かされて、そして失踪みたいな形や、あるいは自殺をするとか、そういうような目に遭わないような日本にしないと、国際社会から信頼を失いますよ。

私もいろいろな技能実習生に話を聞きましたら、最近、ロコミで、SNSも皆さんやられているので、韓国がいいと、近くだったら。もう今は韓国がいいんだと、異口同音におっしゃっておられました。

そういう意味で、日本は、選ばれない国になったら、私は、非常によくはないんじゃないかと。これは総理と同じだと思うんですよ。

ですから、総理、ぜひ立ちどまって、今国会で上げて、来年四月に実際に受け入れるって、何ですか、これ。地方からは確かに、人手不足だ、入れてくれという声はわかりますけれども、人間ですからね、ロボットじゃないですから。

まさかこんなことはないと思いますけれども、参議院選挙の前にこういう措置をした方がいいんじゃないかという考えがあるとすれば、私は、ほんでもないことだと思います。急ぐ必要はない、じっくりと考える。

まず、七千人も毎年失踪するような、失踪という言葉も私ちよつとおかしいと思うんですね、何か逃げた方が悪いみたいな言い方ですので、ちよつとこの言葉も考えなきゃいけないと思うんですが、これを分析して、何がこうなっているのか、こうならないような仕組みをつくらないといけないということ、まずはきようは申し上げておきますので、よろしくお願いいたします。

そして、最後、時間もありませんので一点だけ、消費税の件ですが、これもポイント還元とかプレミアム商品券とか、随分大盤振る舞いだなと思います。ポイント還元になると、実際、そのポイ

ント還元を受けたら、食料品は事実上消費税六%になっちゃいますよ。

これ、どうやってその財源を確保するのかという、当初これはお金持ちも恩恵を受けられるわけですから、ポイント還元というのは。

我々は、使い道も非常に疑問を持っておりまして、これは私も、当時、三党合意のときに国会で答弁を何度もしましたけれども、三党合意で、この消費税増税の目玉は総合合算制度だ、こういうふうに自民党の方と一緒に言っていたんですよ。

今回何にも、削られちゃった、総合合算制度。これは、医療とか福祉とか障害者福祉あるいは保育料、この四つを一つの御家庭が足し算して自己負担、四つあると高くなるので、あるいは三つでもいいんですけれども、そして、一定の金額以上は毎月いただかないという、頭打ちにする、格差是正の決定打の制度なんです。これをなくしちゃっている。

そして、幼児教育無償化。私も、本当にお金に余裕があるんじゃないと思いますけれども、まず、だって、待機児童対策じゃないですか。しかも、幼児教育無償化は、これは山井議員が試算をされて、これは厚労省の福祉行政報告例などにも基づいていくと、今回、一兆円近くですよ、お金を使う。

この幼児教育の無償化について、例えば年収一千万円以上の方の世帯に五百七十億円入る、しかし、住民税非課税世帯は二百六十億円ということ、低所得の方に非常に薄い。あるいは年収三百六十万円以下の世帯には九百三十八億円入る、で

も、年収八百万円以上の世帯は一千五百億円も入る。

何で高収入の方にいっぱい消費税が、増税分が使われてしまうかというと、低所得の方は、今、軽減制度があつて、相当軽減されているんですよ。ですから、結局、お金に余裕のある方に消費税の増税分が無償でどんと行く。

私、お金に本当に余裕があればいいと思うんですが、都市部ですよ、待機児童が解消されていない。これをまずやってほしいんですよ。

こういう、非常に格差に取り組む姿勢のない使道というのは大変疑義があるわけでございます。ぜひ総理、この試算を予算編成までに出すというかつて国会答弁もありましたので、本当に、来月ですか、今月ですか、出していたいただきたいと思うんですが、いつごろ出せますか、年収区分上のお願いたします。

○宮腰国務大臣 お尋ねの試算につきましては、今おっしゃった山井先生の御試算、ありますが、対象となる利用者あるいは年収階層別の構成割合などについて、一定の仮定を置いて算出をされたものと承知をいたしております。

私ども政府としては、政府としての財政試算は、今後、制度の具体的な検討とあわせて、平成三十一年度予算の編成過程を通じて明らかにしていきたいというふうに考えております。

○長妻委員 今明言いただきましたので、ぜひお願いします。

そして、総理、私、気になるのが、総理のスロガン政治と言ったらなんですけれども、女性活

躍、そして一億総活躍、そして介護離職ゼロ、働き方改革、どんどんどんどんど、生産性革命、どんどこ、決着しないまま変わっている。

介護離職ゼロも、これは最新の数字で、介護離職、つまり親の介護のために自分が仕事をやめざるを得なくなっちゃう、こういう離職が前年より二万人近く増加しているんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 お答えする前に、先ほど、いろいろと問題点、出入国管理法の改正について指摘をされましたけれども、今までの技能労働者の問題点を指摘をされましたが、そういう問題に対応するためにも、今度、出入国管理庁をつくって、しっかりと管理をしながら、来られる外国人の方々の人権もしっかりと守っていききたい、こう思っているところでございますし、しつこいようでございますが、ドイツとは基本的に違う。

ドイツの場合は、これは外国人労働者募集協定をそれぞれの国と締結をしていたわけでありますから、それとは全然性格が異なるということでございます。これは大切な点でございますから、あえてつけ加えさせていただいたところでございます。

そこで、御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、家族の介護、看護を理由とする離職、転職者数は、直近の数字で九・九万人となっております。これは、五年前の前回調査、これは五年ごとに御承知のように調査をするわけでありますが、前回調査で十・一万人であったのと比べて二千人の減少となっております。

その間、介護をしながら働く方は五十五万人ふ

えているわけでありまして、介護をしながら働くことが可能になった人たちが五十五万人ふえたというところであります。

仕事と介護が両立できる環境の整備は大きな課題であり、ニッポン一億総活躍プランに基づき、介護離職ゼロの実現に向けた取組を進めています。具体的には、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する方や、特養に入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機する方をなくすため、二〇二〇年代初頭までに五十万人分の介護の受皿の整備を進めていくわけでございます。二千人の減少というのは、今までの傾向から比べれば、これは五年ごとにとっておりますが、減少に転じたというところであります。

○長妻委員 これはちよつとまたデータの件ですから、総理、慎重にいただきたいと思いますと思うんですよ。

私の手元に総務省のデータがあつて、これはちやんとレクチャーも受けまして、五年置きなんです。ただ、五年置きにやるんですけれども、前年はどうでした、その前はどうかという聞き方をしたときに、前年が八・一万人なんです。

そして、最新が、平成二十八年十月から平成二十九年九月が九・九万人ということで、二万人近くふえているんですよ、これ。大丈夫ですかね、総理。

それで、ちよつと時間もなくなりましたので：（安倍内閣総理大臣「誤読です」と呼ぶ）じゃ、総理、精査していただいて。

ぜひ、我々は、多様性を認める社会、お互いを

認める社会。安倍総理は、何となく、日本を一つの色に染めるような、同調圧力を強めるような、そういう価値を押しつけるような、そういう社会というのは発展しないと思うんですよ。

我々はやはり、お互いの多様性を認め合う社会こそ、適切な社会政策は結果として経済政策にもなると。どんな環境に生まれても教育の機会がきちっとある。あるいは、非正規雇用が四割以上になつて、生産性を下げる一つの要因にもなつている、内閣府も認めました。あるいは、男女の賃金格差、先進国でこれほど格差が激しい国もない。

IMFのラガルド専務が来日したときに、女性の労働力率を欧米、ヨーロッパ並みにふやせば一人当たりのGDPが四%ふえる、北欧並みにすれば更に四%ふえる、八%ふえる、IMFの試算をもとにそういうふうにおっしゃいました。

ですから、総理がおっしゃるアベノミクス、古典的な経済の三つの政策ですよ、財政政策、金融政策、規制改革。これを否定するわけじゃありませんけれども、成熟国家日本はそれだけじゃなく、笑っておられますけれども、力の発揮を促す社会政策もきちっとやらないと中期の経済成長は望めなくなっているんですよ、総理。

それを申し上げて、私の質問いたします。どうもありがとうございます。